

# 積立定期預金

平成25年 1月 1日現在

商品名	積立定期預金 確定日型
販売対象	・ 個人のみ
期間	・ 3か月以上最長15年以内 ・ 満期日は、新規預入時に指定します。 ・ 満期日より遡って3か月間は積立入金をできません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 期間を定め、その期間内に何回でも預け入れることができます。 ・ 1,000円以上 ・ 1円単位
払戻方法	・ 満期日以降に一括して払戻します。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	・ 固定金利 ・ 預入時の預入日から満期日の前日までの日数に応じたスーパー定期預金の店頭表示の利率を約定利率として満期日まで適用します。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円とした1年を365日とする日割計算で、3年未満は単利計算、3年以上は複利計算
税金	・ 利息には、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの間、復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の源泉分離課税となります。（ただし、マル優を利用の場合は除きます。）
手数料	_____
付加できる特約事項	・ マル優の対象商品です。
中途解約時の取扱い	・ 満期日前に解約する場合は、別表の預入期間に応じた中途解約利率で中途解約利息とともに支払いします。
金利情報の入手方法	・ 金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。
苦情処理措置・紛争解決措置	・ 苦情処理措置・紛争解決措置の概要については、別紙「当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要」をご覧ください。
その他参考となる事項	・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 預金保険制度の付保対象預金であり、元本1,000万円までとその利息が保護の対象となります。 (当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます。)

## 積立定期預金〔確定日型〕 中途解約利率一覧

預入期間	中途解約利率
6か月未満	解約日における普通預金利率
6か月以上1年未満	約定利率 × 50%
1年以上3年未満	約定利率 × 70%

預-14

広告等承認24-33号